

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1章

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

札幌市では、平均寿命の伸びや出生率の低下により、少子高齢化が進み、高齢化率は令和5年(2023年)10月で28.5%となっています。令和3年度(2021年度)以降、市全体の人口が減少局面に入ったことから、さらに少子高齢化が加速することが見込まれ、令和12年(2030年)には市民の約3割が、令和32年(2050年)には約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。

人口減少や少子高齢化は全国的な傾向であり、国においては、「高齢社会対策大綱」を策定し、これまでの65歳以上を一律に「高齢者」と見るのではなく、すべての年代の方々が希望に応じて意欲・能力を生かして活躍できる「エイジレス社会」を目指す、地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティをつくる、技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向するといった高齢社会対策の基本的な考え方を示しています。

この度の「札幌市高齢者支援計画2024」(以下「本計画」という。)は、このような国の方針を踏まえるとともに、札幌市の現状や、いわゆる団塊ジュニアのすべてが65歳以上となる令和22年(2040年)といった札幌市の将来も見据え、中長期的な視点をもって「地域包括ケア¹」システムの更なる深化・推進を目指すものとします。

そのためにも、今期から「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」に加え「認知症施策推進計画」を一体的に策定することとし、高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を位置付けるものとしています。

¹高齢者の心身の状態や生活状況と、その必要度に応じて医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすること

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

2 計画の位置づけ

(1) 「高齢者支援計画」の策定根拠

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく「市町村介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)に基づく「市町村認知症施策推進計画」を一体的に策定する計画で、高齢者の福祉事業の供給体制の確保に必要な事項や、介護給付等対象サービス、地域支援事業の見込み量など介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項、認知症施策の推進に関する必要な事項を含みます。

(2) 市の総合計画、他の個別計画との関係性

本計画は、札幌市の総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」におけるまちづくりの重要概念である「ウェルネス(健康)」や「ユニバーサル(共生)」の推進にも資する個別計画であり、本ビジョンの基本的な方向に沿った高齢保健福祉分野の事業計画となります。

また、超高齢社会においては、保健福祉分野に限らず、札幌市が行う施策それぞれが、高齢化・高齢者を意識する必要があることから、本計画は、他の個別計画や施策などとも相互に調和のとれたものとしします。

特に、障がいや医療分野の個別計画と、これらの共通的な事項を横断的に定める「札幌市地域福祉社会計画2024」と連動させながら策定を進め、各施策に取り組んでいきます。

(3) 北海道の計画との関係性

本計画は、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や、医療提供体制の確保を図るための「北海道医療計画」と整合性が確保されたものとなります。

3 関係部局との連携による計画の策定・取組の推進

札幌市では、保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するため、副市長を本部長として、関係局長により構成する「札幌市保健福祉施策総合推進本部」を設置し、この推進本部や、推進本部のもとに設置する関係部長による「高齢者保健福祉部会」において本計画の策定検討を行っています。また、計画の取組や事業の推進にあたっては、関係部局との連携をより一層深めながら庁内横断的に取り組んでいきます。

◆ 国の関係法令

<老人福祉法(抄)>

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9・10 略

<介護保険法(抄)>

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(2) 各年度における地域支援事業の量の見込み

(3)・(4) 略

3～5 略

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7・8 略

9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12・13 略

<共生社会の実現を推進するための認知症基本法(抄)>

(都道府県認知症施策推進計画)

第12条 略

2 略

3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

7 第3項の規定は第5項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第3項及び第4項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(市町村認知症施策推進計画)

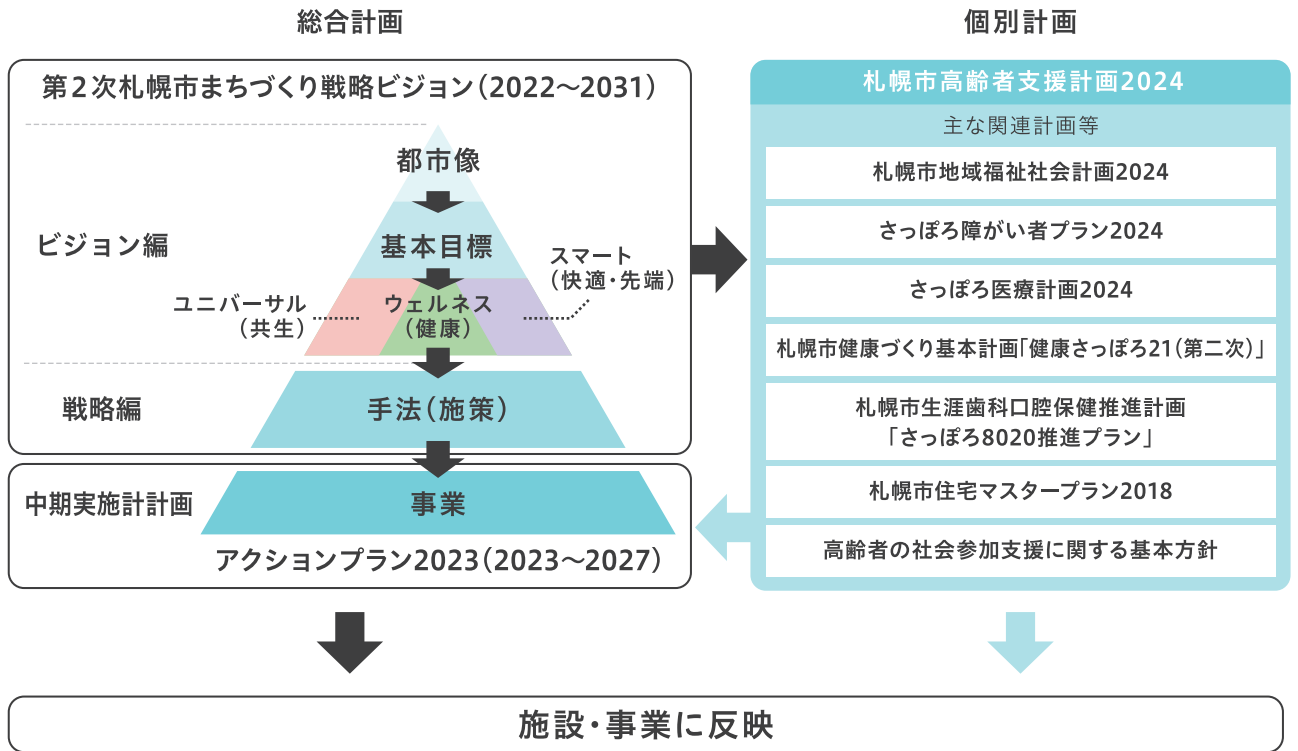
第13条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画(次項及び第3項において「市町村計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 前条第3項から第7項までの規定は、市町村計画について準用する。

◆ 総合計画や他計画との相互関連性

総合計画との関連性



第2次まちづくり戦略ビジョンにおける「まちづくりの重要概念」

まちづくりの重要概念

ユニバーサル (共生)

誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現

ウェルネス (健康)

誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現

スマート (快適・先端)

誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できる社会の実現

◆ 組織横断的に取り組む今日的課題

孤独・孤立対策

国において、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、令和3年(2021年)12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

また、令和5年(2023年)5月には「孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、地方公共団体においても、地域の状況に応じた施策を実施することが求められることとなりました。

こうした国の動向を踏まえ、札幌市でも、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方にに基づき取組を進めていく必要があることから、地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、自殺対策、ひきこもり支援等の各分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、各分野の取組を着実に進めるとともに、地域で孤立している方や支援を必要としている方への分野横断的な支援にも取り組んでいく必要があります。

ケアラー支援

少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブルケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、1人の家族介護者(ケアラー)にかかる負担は一層大きくなることを見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方を、それぞれの事情に合った支援につなぐことができるよう、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、令和4年(2022年)4月に施行しているところです。この条例に基づき、令和5年(2023年)3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を構築していくことが求められています。

また、札幌市においては、令和5年(2023年)1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、児童福祉や高齢福祉、障がい福祉などケア対象者に関わる分野の関係機関が連携して、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこととしています。ケアラーとその家族が置かれている状況は様々であり、課題が複合化している場合もあるため、家族全体を支援するという理解のもとに、関係機関が連携して対応することが重要です。

札幌市では、北海道の条例や計画を踏まえながら、高齢福祉や障がい福祉など各分野における家族介護者(ケアラー)支援の充実、分野横断的な連携体制の構築に取り組めます。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間として策定しています。